川崎市版 介護予防・日常生活支援総合事業 単位数サービスコード表

(平成28年4月版)

訪問型サービス

- A 2 介護予防訪問サービス(介護予防型) <現行相当サービス>・・・・2
- A 2 介護予防訪問サービス(生活援助特化型) <基準緩和サービス>・・3

通所型サービス

- A 6 介護予防通所サービス < 現行相当サービス > ・・・・・・・・・ 4
- A 7 介護予防短時間通所サービス < 基準緩和サービス > ・・・・・・8
- 介護予防ケアマネジメント費・・・・・・・・・・・・・・・9
- ※川崎市版 介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタ (CSVファイル) は、 川崎市のホームページに掲載しておりますのでご活用ください。
- ※算定方法等については、川崎市のホームページ掲載のQ&A(順次更新予定)や「川崎市総合事業請求事務の手引き(3月中掲載予定)」も併せてご活用ください。

平成28年2月12日及び15日に実施した川崎市介護予防・日常生活支援総合事業等説明会資料2にある『川崎市総合事業サービスコード表(案)』から、次の点について変更しておりますので、ご留意ください。

1. 訪問型サービスの加算コードを

『現行相当サービス、基準緩和サービス<u>それぞれに設定</u>』 (変更前:現行相当サービス、基準緩和サービス共通設定)

2. 介護予防通所サービス(現行相当サービス)の加算単位数を 従来同様、「1月につき」の単位で設定

(変更前:加算単位数を1回~5回それぞれ単位を設定)

3.「日割りコード」を追加

訪問型サービス(現行相当サービス)

サービス名称:介護予防訪問サービス(介護予防型) サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

(サービスコード)

サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称			算定項目		単位数	算定 単位	算定回数	算定回数の考え方
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ		 	事業対象者、		233	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	月に1週〜4週提供する場合に使用 (週60分以下を月1週提供=233単位×1回=233単位) (週60分以下を月2週提供=233単位×2回=466単位) (週60分以下を月3週提供=233単位×3回=699単位) (週60分以下を月4週提供=233単位×4回=932単位)
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一)	要支援1·2 (週1回程度)	同一建物減算 ×90%	210	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1111	訪問型独自サービス I		イ			1,168	1月 につき	-	月に5週提供する場合に使用 (週60分以下を月5週提供する場合)
A2	1114	訪問型独自サービスI・同一		I ~		同一建物減算 ×90%	1,051	1月 につき	-	上記同様
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	訪問型サージ	* (v	事業対象者、		233	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	月 <u>1日</u> 1週~4週提供する場合に使用 (週60分超120分以下を月1週提供=233単位×2回=466単位) (週60分超120分以下を月2週提供=233単位×4回=932単位) (週60分超120分以下を月3週提供=233単位×6回=1,398単位) (週60分超120分以下を月4週提供=233単位×8回=1,864単位)
A2	2514	訪問型独自サービス♥・同一	ビス費)	要支援1·2 (週2回程度)	同一建物減算 ×90%	210	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	独	П (2,335	1月 につき	-	月に5週提供する場合に使用 (週60分超120分以下を月5週提供する場合)
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一	自	Ⅱ <u></u>		同一建物減算 ×90%	2,102	1月 につき	-	上記同様
A2	2621	訪問型独自サービスVI		~ ○ ∇I	要支援2		247	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	月に1週~4週提供する場合に使用 (週120分超を月1週提供=247単位×3回=741単位) (週120分超を月2週提供=247単位×6回=1.482単位) (週120分超を月3週提供=247単位×9回=2.223単位) (週120分超を月4週提供=247単位×12回=2.964単位)
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一)	(週2回程度を 超える場合)	同一建物減算 ×90%	222	1回	1週あたり3回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ		л			3,704	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分超を月5週提供する場合)
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		Ⅲ <i>─</i>		同一建物減算 ×90%	3,334	1月 につき	_	上記同様

(加算コード)

サービ	ービスコード 類 項目 サービス内容略称			算定項目							
A2	4001	 訪問型独自サービス初回加算 	チ 初回加算	初回加算							
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向	<u>生活機能向上加算</u>							
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 I		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の86/1000加算		1月につき				
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ	ヌ 介護職員処	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の48/1000加算						
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ	遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(2)で算定した単位数の90%加算						
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(IV)	(2)で算定した単位数の80%加算						

-※介護職員処遇改善加算は、基準緩和サービスと共通で使用する。 ※ひと月に現行相当サービスと基準緩和サービスそれぞれのサービス提供がある場合は、加算はいずれかのサービスコードーつを使用する。

(日割りコード)

サービ	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目			単位数	算定 単位	算定回数
A2	2111	訪問型独自サービスI日割	訪け	▮ 事業対象者、		33	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2	2114	訪問型独自サービスI日割・同一	型サ、	(週1回程度)	同一建物減算 ×90%	30	1日 につき	上記同様
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ービ	▮ 事業対象者、		66	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一	ス費、	(週2回程度)	同一建物減算 ×90%	60	1日 につき	上記同様
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	独	・ 要支援2 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ り り り り り り り り り り り		106	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一	自)、	超える場合)	同一建物減算 ×90%	95	1日 につき	上記同様

①週の途中で同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合 ②週の途中で同一建物減算対象施設⇔それ以外の事業所に変更した場合 ③週の途中で要支援1⇔要支援2となり、週の途中から『週2回程度を超える場合(週120分超)』を(から)変更する場合

訪問型サービス(基準緩和サービス)

サービス名称:介護予防訪問サービス(生活援助特化型) サービス種別コード:A2(訪問型サービス(独自))

(サービスコード)

サービ	スコード 項目	サービス内容略称			算定項目		単位数	算定 単位	算定回数	算定回数の考え方
A2	2421	訪問型独自サービスⅣ/2		= (v	事業対象者、	簡易研修修了者 による サービス提供	163	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	月 <u> 日に1週~4週提供する場合に使用</u> (週60分以下を月1週提供=163単位×1回=163単位) (週60分以下を月2週提供=163単位×2回=326単位) (週60分以下を月3週提供=163単位×3回=489単位) (週60分以下を月4週提供=163単位×4回=652単位)
A2	2424	訪問型独自サービスⅣ/2・同一)	要支援1·2 (週1回程度)	同一建物減算 ×90%	147	1回 につき	1週あたり1回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1121	訪問型独自サービス I /2		イ(簡易研修修了者 による サービス提供	818	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週60分以下を月5週提供する場合)
A2	1124	訪問型独自サービス I /2・同一		I ~		同一建物減算 ×90%	736	1月 につき	-	上記同様
A2	2521	訪問型独自サービス ▼ / 2	訪問型サー	ψ (γ	事業対象者、	簡易研修修了者 による サービス提供	163	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	月 <u> 日に1週~4週提供する場合に使用</u> (週60分超120分以下を月1週提供=163単位×2回=326単位) (週60分超120分以下を月2週提供=163単位×4回=652単位) (週60分超120分以下を月3週提供=163単位×6回=978単位) (週60分超120分以下を月4週提供=163単位×8回=1,304単位)
A2	2524	訪問型独自サービス V / 2・同一	ビス費		要支援1・2(週2回程度)	同一建物減算 ×90%	147	1回 につき	1週あたり2回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ/2	へ 独 自) [簡易研修修了者 による サービス提供	1,635	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週60分超120分以下を月5週提供する場合)
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ/2・同一	=)	Ⅱ		同一建物減算 ×90%	1,472	1月 につき	-	上記同様
A2	2631	訪問型独自サービスVI/2		~ ∵ ∵	要支援2	簡易研修修了者 による サービス提供	173	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	月 <u> 日</u> <u> 周</u> <u> 周</u> <u> 周</u> <u> 1</u> <u>1</u> <u></u>
A2	2634	訪問型独自サービスVI/2・同一			(週2回程度を 超える場合)	同一建物減算	156	1回 につき	1週あたり3回 (最大4週まで)	上記同様
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ/2) >	 - 	簡易研修修了者 による サービス提供	2,593	1月 につき	-	<u>月に5週提供する場合に使用</u> (週120分超を月5回提供する場合)
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ/2・同一		Ⅲ ∵		同一建物減算 ×90%	2,334	1月 につき	_	上記同様

(加算コード)

	サービ 種類	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目	単位数	算定単位
	A2	4011	訪問型独自サービス初回加算/2	チ 初回加算	200	181-0+
Ī	A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上加算/2	リ 生活機能向上加算	100	1月につき

※介護職員処遇改善加算は、現行相当サービスの加算コードを共通で使用する。
※ひと月に現行相当サービスと基準緩和サービスそれぞれのサービス提供がある場合は、加算はいずれかのサービスコードーつを使用する。

(日割りコード)

サービ	スコード 項目	サービス内容略称	算定項目			単位数	算定 単位	算定回数	
A2	2121	訪問型独自サービス I /2日割	訪問	イ	事業対象者、 要支援1・2		23	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2	2124	訪問型独自サービス I /2日割・同一	型 サ	I U	(週1回程度)	同一建物減算 ×90%	21	1日 につき	上記同様
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ/2日割	ービ) 🛮	事業対象者、 要支援1・2		46	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ/2日割・同一	ス費	II	(週2回程度)	同一建物減算 ×90%	42	1日 につき	上記同様
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ/2日割	強	` `	要支援2 (週2回程度を		74	1日 につき	・週の途中で下記①~③の変更があった場合に使用(1日~6日) ・月額報酬を算定した場合で、日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A2		訪問型独自サービスⅢ/2日割・同一	血)	Ⅲ	超える場合)	同一建物減算 ×90%	67	1日 につき	上記同様

①週の途中で同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合 ②週の途中で同一建物減算対象施設⇔それ以外の事業所に変更した場合 ③週の途中で要支援1⇔要支援2となり、週の途中から『週2回程度を超える場合(週120分超)』を(から)変更する場合

<u>通所型サービス(現行相当サービス)</u>

サービス名称:介護予防通所サービス サービス種別コード:<u>A6(通所型サービス(独自))</u>

(サービスコード)

サー	ビスコード		보 년 7 마호망자 (영화전)						佐中口坐のカラナ
種類	項目	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定回数	算定回数の考え方
A6	1113	通所型独自サービス1回数			送迎・入浴なし	185	1回につき	1回~4回	<u>月に1回〜4回提供する場合に使用</u> (月1回提供=185単位×1回=185単位) (月2回提供=185単位×2回=370単位) (月3回提供=185単位×3回=555単位) (月4回提供=185単位×4回=740単位)
A6	1111	通所型独自サービス1				927	1月につき	-	月に5回提供する場合に使用
A6	1213	通所型独自サービス/21回数			送迎のみ あり	279	1回につき	1回~4回	月に1回〜4回提供する場合に使用 (月1回提供=279単位×1回=279単位) (月2回提供=279単位×2回=558単位) (月3回提供=279単位×3回=837単位) (月4回提供=279単位×4回=1,116単位)
A6	1211	通所型独自サービス/21		事業対象者、		1,397	1月につき	-	<u>月に5回提供する場合に使用</u>
A6	1313	通所型独自サービス/31回数		要支援1	入浴のみ あり	235	1回につき	1回~4回	月に1回~4回提供する場合に使用 (月1回提供=235単位×1回=235単位) (月2回提供=235単位×2回=470単位) (月3回提供=235単位×3回=705単位) (月4回提供=235単位×4回=940単位)
A6	1311	通所型独自サービス/31				1,177	1月につき	-	月に5回提供する場合に使用
A6	1413	通所型独自サービス/41回数	イ通所型		送迎・入浴 あり	329	1回につき	1回~4回	月に1回〜4回提供する場合に使用 (月1回提供=329単位×1回=329単位) (月2回提供=329単位×2回=658単位) (月3回提供=329単位×3回=987単位) (月4回提供=329単位×4回=1,316単位)
A6	1411	通所型独自サービス/41	サ l			1,647	1月につき	-	月に5回提供する場合に使用
A6	1123	通所型独自サービス2回数	ビス費(独自		送迎・入浴なし	193	1回につき	1回~8回	月に1回~8回提供する場合に使用 (月1回提供=193単位×1回=193単位) (月2回提供=193単位×2回=386単位) ~ (月8回提供=193単位×8回=1,544単位)
A6	1121	通所型独自サービス2	\sim			1,937	1月につき	-	月に9回~10回提供する場合に使用
A6	1223	通所型独自サービス/22回数			送迎のみ あり	287	1回につき	1回~8回	月に1回~8回提供する場合に使用 (月1回提供=287単位×1回=287単位) (月2回提供=287単位×2回=574単位) ~ (月8回提供=287単位×8回=2,296単位)
A6	1221	通所型独自サービス/22				2,877	1月につき	-	月に9回~10回提供する場合に使用
A6	1323	通所型独自サービス/32回数		要支援2	入浴のみ あり	243	1回につき	1回~8回	月に1回~8回提供する場合に使用 (月1回提供=243単位×1回=243単位) (月2回提供=243単位×2回=486単位) ~ (月8回提供=243単位×8回=1,944単位)
A6	1321	通所型独自サービス/32				2,437	1月につき	-	月に9回~10回提供する場合に使用
A6	1423	通所型独自サービス/42回数			送迎・入浴 あり	337	1回につき	10~80	月に1回~8回提供する場合に使用 (月1回提供=337単位×1回=337単位) (月2回提供=337単位×2回=674単位) ~ (月8回提供=337単位×8回=2,696単位)
A6	1421	通所型独自サービス/42				3,377	1月につき	-	月に9回~10回提供する場合に使用

(A6:通所型サービス(現行相当サービス)加算コード)

• • • 通所型サービス(現行相当サービス)では、各種減算は実施しません。

サー	ビスコード	が至り一し人(現17相当り一しス 	1) (10.1	山 (主// / ///	0.50.0000000000000000000000000000000000		
種類	項目	サービス内容略称			算定項目	単位数	算定単位
A6	6109	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■					
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/2	若年性認知			240	1月につき
A6 A6	6139 6149	通所型独自サービス若年性認知症受入加算/3 通所型独自サービス若年性認知症受入加算/4	※ひと月につ	つき、左記いすれた	いひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)		.,,,,,,,,
A6	5010	通所型独自生活向上グループ活動加算					
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算/2	口 生活向」	<u> 上グループ活動加</u> 算	<u> </u>	100	1月につき
A6	5030	通所型独自生活向上グループ活動加算/3	※ひと月につ	oき、左記いずれか	いひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	100	ואוכטפ
A6	5040	通所型独自生活向上グループ活動加算/4					
A6 A6	5002 5012	通所型独自サービス運動器機能向上加算 通所型独自サービス運動器機能向上加算/2	」 ハ 運動器	幾能向上加算			
A6	5022	通所型独自サービス運動器機能向上加算/3			いひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	225	1月につき
A6	5032	通所型独自サービス運動器機能向上加算/4					
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算					
A6 A6	5013 5023	通所型独自サービス栄養改善加算/2 通所型独自サービス栄養改善加算/3	二 栄養改善		^ひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	150	1月につき
A6	5033	通所型独自サービス栄養改善加算/3	WOCHIC!	フさ、在記いりれの	いいとうのコートを使用(いずれを選択しても明)		
A6	5004	通所型独自サービスロ腔機能向上加算					
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算/2	ホ 口腔機能			150	1月につき
A6	5024	通所型独自サービス口腔機能向上加算/3	※ひと月につ	つき、左記いずれか	いひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	130	TAICOC
A6	5034	通所型独自サービス口腔機能向上加算/4		1			
A6 A6	5006 5016	通所型独自複数サービス実施加算 I 1 通所型独自複数サービス実施加算 I /21			運動器機能向上及び栄養改善		_
A6	5026	通所型独自複数サービス実施加算 I/31	1		※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを 翌日」でも可)	480	1月につき
A6	5036	通所型独自複数サービス実施加算 I /41]		選択しても可)		
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			 運動器機能向上及口腔機能向上		
A6	5017	通所型独自複数サービス実施加算 I /22 通所型独自複数サービス実施加算 I /32	^	選択的サービス複数実施加算	※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	480	1月につき
A6 A6	5027 5037	通所型独自複数サービス実施加算 I / 32 通所型独自複数サービス実施加算 I / 42		後数天肥加昇 (I)	選択しても可)		
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算Ⅰ3	選択的サー		W 芸った ** カックー 0h 148 Ab - *- 1		
A6	5018	通所型独自複数サービス実施加算 I /23	ビス複数実 施加算		<u>栄養改善及び口腔機能向上</u> 	400	1月につき
A6	5028	通所型独自複数サービス実施加算 I /33	753F 3F	選択的サービス複数実施加算	選択しても可)	400	וחוכיוכ
A6	5038 5009	通所型独自複数サービス実施加算 I /43					
A6 A6	5019	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ 通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/2			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上		
A6	5029	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/3	†		※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	700	1月につき
A6	5039	通所型独自複数サービス実施加算Ⅱ/4		(II)	選択しても可)		
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算					
A6	5015	通所型独自サービス事業所評価加算/2	ト 事業所語 ※71 k B にっ		^ひとつのコードを使用(いずれを選択しても可)	120	1月につき
A6 A6	5025 5035	通所型独自サービス事業所評価加算/3 通所型独自サービス事業所評価加算/4	WOCHIC!	フさ、在記いりれの	いいとうのコートを使用(いずれを選択しても明)		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 11			***!		
A6	6127	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /211]		<u>事業対象者、要支援1</u> ※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	72	1月につき
A6	6137	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /311		(1)サービス提	l.—	12	וחוכיוכ
A6	6147	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /411		供体制強化加算			
A6 A6	6108 6128	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 12 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /212		(I)イ	<u>要支援2</u>		
A6	6138	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /312			※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを) 翌日、 ても 京)	144	1月につき
A6	6148	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /412]		選択しても可)		
A6	6101	通所型独自サービス提供体制強化加算 I 21	1		事業対象者、要支援1		
A6	6121	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /221	f		※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	48	1月につき
A6 A6	6131 6141	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /321 通所型独自サービス提供体制強化加算 I /421	1	(2)サービス提			
A6	6102	通所型独自サービス提供体制強化加算 1 / 42 1		供体制強化加算			
A6	6122	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /222	供体制強化 加算	(I) □	要支援2 ※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	06	1月につき
A6	6132	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /322	//H 71		選択しても可)	90	יהוכים
A6	6142	通所型独自サービス提供体制強化加算 I /422	4				
A6 A6	6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ1 通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/21	1		事業対象者、要支援1		
A6	6133	通所型独自サービス提供体制強化加算 I/21	-	(-)	※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	24	1月につき
A6	6143	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /41	1	(3)サービス提供は制造化加質			
A6	6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ2]	供体制強化加算 (II)	要支援2		
A6	6124	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/22	1		女又抜く ※ひと月につき、左記いずれかひとつのコードを使用(いずれを	48	1月につき
A6	6134	通所型独自サービス提供体制強化加算 II /32	1		選択しても可)	,0	
A6 A6	6144	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ/42 通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	IJ		 遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の40/1000加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	<u> </u>		週改善加算(I)		181-0*
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	介護職員処	(3)介護職員処	遇改善加算(Ⅲ) (2)で算定した単位数の90%加算		1月につき
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	遇改善加算	(4)介護職員処	遇改善加算(Ⅳ) (2)で算定した単位数の80%加算		

(A6:通所型サービス(現行相当サービス)日割りコード)

サーb 種類	<u>ビスコード</u> 項目	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定回数
A6	1112	通所型独自サービス1日割	,		送迎・入浴 なし	30	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1212	通所型独自サービス/21日割	イ通	事業対象者、	送迎のみ あり	46	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1312	通所型独自サービス/31日割	所型	要支援1	入浴のみ あり	39	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1412	通所型独自サービス/41日割	サー		送迎・入浴 あり	54	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1122	通所型独自サービス2日割	ビス		送迎・入浴 なし	64	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1222	通所型独自サービス/22日割	費()	西丰福 0	送迎のみ あり	95	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1322	通所型独自サービス/32日割	独自	要支援2	入浴のみ あり	80	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)
A6	1422	通所型独自サービス/42日割)		送迎・入浴 あり	111	1日につき	月額報酬を算定した場合で、 日割対象事由に該当するときに使用(P7参照)

〇月額報酬 (「1月につき」) の日割請求にかかる適用

1月の算定回数により月額(「1月につき」)の単位を使用する場合で、以下の月途中の事由に該当する場合は、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間※に応じた日数による日割りとする。具体的には、日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間:月の途中に開始した場合は、『起算日』から月末までの期間

: 月の途中に終了した場合は、月初から『起算日』までの期間

なお、加算(「1月につき」)に対する日割り計算は行いません。

月額報酬対象サービス		月途中の事由	起算日※2
		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
		 ・区分変更(要介護→要支援) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業開始(指定有効期間開始) ・事業所指定効力停止の解除 	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
	開始	・介護予防訪問介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合) ・介護予防通所介護の契約解除(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(みなし)、通所型サービス(独自)の場合)	契約解除日の翌日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の退居(※1)	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除(※1)	契約解除日の翌日
川崎市総合事業 ・訪問型サービス(A2)		·介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所(※1)	退所日の翌日
・通所型サービス(A6)		・区分変更(要支援 I ⇔要支援 II)・区分変更(事業対象者→要支援)	変更日
※月額報酬の単位を 使用する場合		 ・区分変更(事業対象者→要介護) ・区分変更(要支援→要介護) ・サービス事業所の変更(同一サービス種類のみ)(※1) ・事業廃止(指定有効期間満了) ・事業所指定効力停止の開始 	契約解除日 (廃止・満了日) (開始日)
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防訪問介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、訪問型サービス(みなし)、訪問型サービス(独自)の場合)・介護予防通所介護の契約開始(月額報酬対象サービスが、通所型サービス(独自)の場合)	サービス提供日の前日
		·介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知 症対応型共同生活介護の入居 (※1)	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始(※1)	サービス提供日(通い、 訪問又は宿泊)の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所(※1)	入所日の前日

<u>通所型サービス(基準緩和サービス)</u>

サービス名称:介護予防短時間通所サービス サービス種別コード:A7(通所型サービス(独自/定率))

(サービスコード)

〇自己負担割合1割(給付率90%)

サー	ビスコード			#±-z=		24 11 141	*** <u>-</u> *** * 1	AND 114 4 1
種類	項目	サービス内容略称		算定項目		単位数	算定単位	算定単位
Α7	1101	短時間通所サービス1(90)		事業対象者、要支援1	送迎・入浴なし	138	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1103	短時間通所サービス1(送迎)(90)	通 所 型	事業対象者、要支援1	送迎のみあり	232	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1105	短時間通所サービス1(入浴)(90)		事業対象者、要支援1	入浴のみあり	188	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1107	短時間通所サービス1(送迎・入浴)(90)	ビ ス	事業対象者、要支援1	送迎・入浴あり	282	1回につき	1月の中で1回~5回まで
Α7	1201	短時間通所サービス2(90)	へ 独	要支援2	送迎・入浴なし	144	1回につき	1月の中で1回~10回まで
Α7	1203	短時間通所サービス2(送迎)(90)	自 / 定	要支援2	送迎のみあり	238	1回につき	1月の中で1回~10回まで
A7	1205	短時間通所サービス2(入浴)(90)		要支援2	入浴のみあり	194	1回につき	1月の中で1回~10回まで
A7	1207	短時間通所サービス2(送迎・入浴)(90)		要支援2	送迎・入浴あり	288	1回につき	1月の中で1回~10回まで

(加算コード)・・・各加算、月5回までが算定上限となります(介護職員処遇改善加算を除く)。

Α7	1801	若年性認知症受入加算(90)	若年性認知症受入加算			48		
Α7	1803	生活機能向上グループ活動加算(90)	生活機能向上グループ活動加算			20		
Α7	1805	運動器機能向上加算(90)	運動器機能向上加算			45		
Α7	1807	栄養改善加算(90)	栄養改善加算		30		1月の中で5回まで	
Α7	1809	口腔機能向上加算(90)	口腔機能向」	口腔機能向上加算		30	1回につき	
Α7	1811	選択的サービス I (90)	選択的サービス複数実施加			96		
Α7	1813	選択的サービスⅡ(90)	スペース 運動、栄養及び口腔		140			
Α7	1815	介護職員処遇改善加算1(90)	介護職員処遇改善加算 事業対象者、要支 要支援2		事業対象者、要支援1	6	<u>;</u>	1月の中で1回~5回まで
A7	1817	介護職員処遇改善加算2(90)			要支援2	6		1月の中で1回~10回まで

(サービスコード)

〇自己負担割合2割(給付率80%)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			単位数	算定単位	算定単位
種類	項目	り一こへ内谷岾が	异足块口			平位奴	异化半位	异化甲位
A7	1102	短時間通所サービス1(80)	通所型サービス(独	事業対象者、要支援1	送迎・入浴なし	138	1回につき	1月の中で1回~5回まで
A7	1104	短時間通所サービス1(送迎)(80)		事業対象者、要支援1	送迎のみあり	232	1回につき	1月の中で1回~5回まで
A7	1106	短時間通所サービス1(入浴)(80)		事業対象者、要支援1	入浴のみあり	188	1回につき	1月の中で1回~5回まで
A7	1108	短時間通所サービス1(送迎・入浴)(80)		事業対象者、要支援1	送迎・入浴あり	282	1回につき	1月の中で1回~5回まで
A7	1202	短時間通所サービス2(80)		要支援2	送迎・入浴なし	144	1回につき	1月の中で1回~10回まで
A7	1204	短時間通所サービス2(送迎)(80)	自 / 定	要支援2	送迎のみあり	238	1回につき	1月の中で1回~10回まで
A7	1206	短時間通所サービス2(入浴)(80)	147	要支援2	入浴のみあり	194	1回につき	1月の中で1回~10回まで
A7	1208	短時間通所サービス2(送迎・入浴)(80)		要支援2	送迎・入浴あり	288	1回につき	1月の中で1回~10回まで

(加算コード)・・・各加算、月5回までが算定上限となります(介護職員処遇改善加算を除く)。

A7			若年性認知症受入加算			48		
A7	1804	生活機能向上グループ活動加算(80)	生活機能向上グループ活動加算			20		
A7	1806	運動器機能向上加算(80)	運動器機能向上加算			45		
A7	1808	栄養改善加算(80)	栄養改善加算			30		1月の中で5回まで
A7	1810	口腔機能向上加算(80)	口腔機能向上加算			30	1回につき	
A7	1812	選択的サービス I (80)	選択的サービ 「運動・栄養」または「運動・口腔」または「栄養・口腔」		96			
A7	1814	選択的サービス II (80)	ス複数実施加 算 運動、栄養		を及び口腔	140	i	
A7	1816	介護職員処遇改善加算1(80)	介護職員処遇改善加算 事業対象者、要支援1 要支援2		事業対象者、要支援1	6		1月の中で1回~5回まで
A7	1818	介護職員処遇改善加算2(80)			6		1月の中で1回~10回まで	

介護予防ケアマネジメント費

費用コード	費用コードの名称	単位数	算定単位
1001	介護予防ケアマネジメントA	430	
1002	介護予防ケアマネジメントA・初回	730	
1003	介護予防ケアマネジメントA・連携	730	1月につき
1004	介護予防ケアマネジメントA・初回・連携	1,030	
1201	介護予防ケアマネジメントC	300	

- ※「費用コード」は「介護予防ケアマネジメント費」を市町村経由で請求する際に使用する
 - _『介護予防ケアマネジメント費入力ソフト』(国保連合会提供)で使用するコードになります。
- ※提供月に予防給付の利用がある場合は、従来どおり国保連合会へ『介護予防支援』の請求を行います(このコード は使用しません。)
- ※1 被保険者につき、1月につき、1つの費用コードで請求します。
 - 例1:ある提供月において1被保険者について介護予防ケアマネジメントを行い、かつ初回加算の対象となる場合は費用コード「1002」を使用します。

(費用コード 1002 は「介護予防ケアマネジメント費+初回加算」合計の単位数)

例2:ある提供月において1被保険者について介護予防ケアマネジメントを行い、かつ初回加算及び介護予防小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算の対象となる場合は費用コード「1004」を使用します。

(費用コード 1004は「介護予防ケアマネジメント費+初回加算+小規模連携加算」合計の単位数)

※介護予防ケアマネジメント C は、「スーパー基準緩和サービス」のみのプラン作成を行った場合の初回請求月のみに使用します。